

(令和8年度6月補正予算)
佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ
設備投資促進事業費補助金
Q & A

令和8年6月16日時点

佐賀県 産業労働部
産業グリーン化推進グループ

1. 補助金の申請

- 問1-1 本補助金は先着順ですか。
- 問1-2 要件を満たす申請であれば、必ず交付決定されますか。
- 問1-3 審査結果はいつ頃わかりますか。
- 問1-4 個人事業主は応募できますか。応募できる場合、提出が必要な書類はありますか。
- 問1-5 本補助金の全体の予算額はどのくらいですか。
- 問1-6 佐賀県内に本社を有する中小企業者ですが、設備は県外の支店に導入したい場合も対象になりますか。
- 問1-7 県内の複数の事務所に設備を導入したい場合、それぞれ交付申請が必要でしょうか。
- 問1-8 温室効果ガス排出量削減の数値目標等の要件はありますか。
- 問1-9 応募手続きで提出が求められている公募要領別紙2「直近年度の温室効果ガス排出量調査票」について、算定ツールを利用している場合、システム画面の写しでもよいでしょうか。
- 問1-10 応募手続きで提出が求められている公募要領別紙2「直近年度の温室効果ガス排出量調査票」は、今回補助金を活用して設備を導入する工場以外(他工場、支店等)の排出量も含めて報告する必要がありますか。
- 問1-11 応募手続きで提出が任意となっている公募要領別紙3「脱炭素経営ロードマップ」を提出した場合、審査にてどのように評価されますか。
- 問1-12 公募要領別紙3「脱炭素経営ロードマップ」を作成する上で参考となるものはありますか。
- 問1-13 応募手続きで提出が任意となっている「省エネ診断」とはどのようなものですか。
- 問1-14 **第1次募集(6月1日締切分)で交付決定(採択)されなかったが、今回の第2次募集で再度応募することはできますか。**
- 問1-15 **第1次募集で提出した書類は再提出する必要がありますか。**
- 問1-16 **第1次募集での申請内容(設備内容や事業費など)が変更した場合はどうなりますか。**
- 問1-17 **第1次募集で交付決定(採択)されましたが、第2次募集にも応募できますか。**
- 問1-18 **第1次募集の審査結果は、第2次募集でも引き継がれますか。**

2. 対象設備及び対象経費

- 問2-1 本補助事業の対象設備は「温室効果ガスの排出量削減が見込まれる設備」となっていますが、具体的にはどのようなものですか。
- 問2-2 複数種類の設備を組み合わせることは可能ですか。
- 問2-3 補助対象経費の「温室効果ガスの排出量削減に有効なその他の経費」とは、具体的にどのようなものですか。
- 問2-4 既存設備の改良や見直しとはどのような場合ですか。

問 2—5 照明の LED 化も対象になりますか。

3. 発注・契約・資金調達・支払い

問 3—1 対象設備について、県内企業で取り扱っているところが見つかりませんでした。この場合、県外企業から調達としても問題ないでしょうか。

問 3—2 補助事業を行う上で、補助対象外経費を含んだ形で契約をすることは可能ですか。

1. 補助金の申請

問 1—1 本補助金は先着順ですか。

問 1—2 要件を満たす申請であれば、必ず交付決定されますか。

(答) 本事業は、先着順ではありません。また、審査員による審査を実施しますので、必ず交付決定されるわけではありません。公募要領 P11「2 審査について」に記載の基準を熟読し、記入例等を参考にしながら適切な応募書類の作成に心掛けてください。

問 1—3 審査結果はいつ頃わかりますか。

(答) 6 月中を目途に書面にてお知らせする予定です。

問 1—4 個人事業主は応募できますか。応募できる場合、提出が必要な書類はありますか。

(答) 個人事業主も補助金交付要綱の補助対象者に該当すれば、本補助金の応募者になることができます。応募時に提出が必要な書類については、公募要領 P9 を参照してください。

問 1—5 本補助金の全体の予算額はどのくらいですか。

(答) 5,000 万円です。

問 1—6 佐賀県内に本社を有する中小企業者ですが、設備は県外の支店に導入したい場合も対象になりますか。

(答) 県外の事業所（支店）等については、対象になりません。

問 1—7 県内の複数の事務所に設備を導入したい場合、それぞれ交付申請が必要でしょうか。

(答) 県内の複数の拠点に設備を導入したい場合でも、交付申請は、同一企業につき 1 申請としてください。つまり、複数拠点に導入しても、補助上限額（1,000 万円）等は変わりません。

問 1—8 温室効果ガス排出量削減の数値目標等の要件はありますか。

(答) 数値目標等の要件はありません。

問 1—9 応募手続きで提出が求められている公募要領別紙 2「直近年度の温室効果ガス排出量調査票」について、算定ツールを利用している場合、システム画面の写しでもよいでしょうか。

(答) システムから数値を転記する等して、指定の様式にて回答をお願いします。

問 1—10 応募手続きで提出が求められている公募要領別紙 2「直近年度の温室効果ガス排出量調査票」は、今回補助金を活用して設備を導入する工場以外（他工場、支店等）の排出量も含めて報告する必要がありますか。

(答) 温室効果ガス排出量の算定・報告における国際的な基準である GHG プロトコルでは、排出量の算定を法人単位ではなく、グループ単位で行うことを求めており、本来は法人全体の排出量を算定することが望ましいです。しかし、本補助金の公募期間が限られており、複数拠点での算定が困難な場合が想定されるため、補助金を活用して設備を導入する工場や支店のみの報告でも構いません。

問 1—11 応募手続きで提出が任意となっている公募要領別紙 3「脱炭素経営ロードマップ」を提出した場合、審査にてどのように評価されますか。

(答) 提出されていれば、記載内容を踏まえて加点対象となります。
記載内容については、記載例を参考に記載してください。

問 1—12 公募要領別紙 3「脱炭素経営ロードマップ」を作成する上で参考となるものはありますか。

(答) SAGA ネットゼロ・コンソーシアムのホームページに脱炭素経営の進め方を解説した動画や県内企業の取り組み事例を掲載しています。
※ホームページ URL：<https://saganetzero.com/study/>

問 1—13 応募手続きで提出が任意となっている「省エネ診断等」とはどのようなものですか。

(答) 専門家が事業所を訪問し、エネルギーの使われ方を調査・分析した上で、省エネの改善策を提案する制度（一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネお助け隊事業による「省エネ診断」、(一財)省エネルギーセンターによる「省エネ最適化診断」等）です。
なお、診断に要する支援活動期間の目安については、以下のとおりです。
・「省エネ診断」：約 1 か月～2 か月（資源エネルギー庁 web 掲載資料より）
・「省エネ最適化診断」：約 2 か月～2 か月半（資源エネルギー庁 web 掲載資料より）

問 1—14 第 1 次募集(6 月 1 日締切分)で交付決定(採択)されなかったが、今回の第 2 次募集で再度応募することはできますか。

(答) 応募できます。

問 1—15 第 1 次募集で提出した書類は再提出する必要がありますか。

(答) 提出内容に変更がない場合は、交付申請書のみ提出してください。

問 1—16 第 1 次募集での申請内容（設備内容や事業費など）が変更した場合はどうなりますか。

(答) 変更箇所に係る資料は提出してください。

問1—17 第1次募集で交付決定(採択)されましたが、第2次募集にも応募できますか。

(答) 応募できません。(申請内容が変わっても応募できません。)

問1—18 第1次募集の審査結果は、第2次募集でも引き継がれますか。

(答) 引き継がれません。第2次募集において改めて審査します。

2. 対象設備及び対象経費

問2-1 本補助事業の対象設備は「温室効果ガスの排出量削減が見込まれる設備」となっていますが、具体的にはどのようなものですか。

(答) 温室効果ガスの排出量削減が見込まれる設備であれば、対象となります。

申請にあたって、どの程度削減が見込まれるのかが分かる資料を提出してください。

(例) 高効率ボイラ、産業ヒートポンプ、高効率空調、業務用給湯器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、変圧器、コジェネ、電気式フライヤー、プラスチック加工機、遮熱・断熱塗料/シート、コンプレッサ、高効率熱交換器、高効率空気清浄機、集塵機、BEMS(エネルギー管理システム)、LED 照明 など

その他、補助設備の参考として、一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) が公開する『先進設備・システムの補助対象設備一覧』(<https://sii.or.jp/koujou06r/system/search>) をご参照ください。(右の QR コードからアクセスできます。)

ただし、当該ページに掲載された設備に限定されるものではありません。



問2-2 複数種類の設備を組み合わせて申請することは可能ですか。

(答) 補助対象設備であれば、複数の組み合わせで申請をすることは可能です。

(例) 高効率ボイラの更新 + 産業ヒートポンプの導入
高効率空調の更新 + 遮熱塗料の塗装
冷凍庫の更新 + 電気式フライヤーの導入 等

問2-3 補助対象経費の「温室効果ガスの排出量削減に有効なその他の経費」とは、具体的にどのようなものですか。

(答) 以下のようなものが考えられます。

- ソフトウェアに係る経費
- 空調冷媒の見直し 等

問2-4 既存設備の改良や見直しとはどのような場合ですか。

(答) 既存設備に対して、省エネ性能の向上が見込まれる改良等を行う場合です。

(例) 配管の保温材による補強、工場屋根に遮熱塗料を塗装 等
ただし、当初機能の回復や、修理に係る経費は対象外です。

問2-5 照明のLED化も対象になりますか。

(答) 対象となりますが、佐賀県脱炭素社会推進課にて実施予定の「令和8年度 SAGAゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金」でも補助対象となりますので、事業規模や補助要件等をご確認のうえ、どちらの活用が最適かご検討ください。

3. 発注・契約・資金調達・支払い

問3-1 対象設備について、県内企業で取り扱っているところが見つかりませんでした。

この場合、県外企業から調達としても問題ないでしょうか。

(答) 佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年(2012年)10月9日付け)に基づき、県内中小企業者から調達できるよう努める必要がありますが、もし県内企業からの調達が難しい場合は、県外の事業者から調達することは可能です。その場合、当該要領で定める理由書を提出してください。

問3-2 補助事業を行う上で、補助対象外経費を含んだ形で契約をすることは可能ですか。

(答) 補助事業を行う上で、補助対象外経費を含んだ形で契約をすることは可能です。ただし、申請をする場合は、補助対象経費と補助対象外経費を明確に分けて申請をする必要があります。